

令和7年3月21日

佐賀県県土整備部
入札・検査センター

令和7年度総合評価落札方式における事前審査登録について

総合評価落札方式入札において評価する【企業の施工能力】のうち「同種工事の施工実績（舗装工事及び法面工事のみ）」、「工事成績」、「地域貢献度（防災協定）」、「優良施工工事」について平成24年度から、「最終請負額」について平成29年度から、「地域貢献度（防災・防疫協定）」、「地域貢献度（活動実績）」、「入札参加資格要件」について令和7年度から事前審査登録を行い、「同種工事の施工実績調書（様式第6号）及び事実を証する書類」、「工事成績評定点調書（別紙2-1）」、「工事成績評定通知書の写し及び事実を証する書類」、「防災・防疫協定調書（別紙5）」及び事実を証する書類、「活動実績調書（別紙5-2）及び事実を証する書類」、「優良施工工事調書（別紙7）」及び事実を証する書類、「最終請負額調書（別紙2-4）」、「成工認定通知書の写し及び事実を証する書類」、「自己採点型（舗装B）」、「自己採点型（舗装）」の入札参加資格要件における「同種工事の施工実績調書（様式第6号）及び事実を証する書類」を「事前審査登録証」の写しに代えることができることとしていますが、令和6年度に交付した事前審査登録証について、有効期限が「同種工事の施工実績」「地域貢献度(防災協定)」「優良施工工事」は令和7年3月31日、「工事成績」「最終請負額」の有効期限が令和7年4月30日までに公告する案件までとなっております。

つきましては令和7年度における総合評価落札方式の事前審査登録申請について、下記とおり受付を行いますので、申請書類を郵送してください。

申請書類に不備（書類の訂正や修正、資料の不足等）がある時は、追加資料の提出を求める場合があります。また、必要に応じヒアリングを行う場合があります。

記

受付期間：令和7年4月1日（火）より随時受付

提出場所：〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号

入札・検査センター 資格審査担当（Tel 0952-25-7472）

※ 封筒に「総合評価事前審査登録申請書類 在中」と記入してください。

なお、令和7年4月1日以降公告の個別の総合評価入札案件の資料提出時に、総合評価事前審査登録申請書（様式1-1～1-6）（以下「申請書」という）を添付していただくことで、併せて事前審査登録申請の受付もできるものとします。

※（封筒には「発注機関名、工事名、技術者等資料在中」及び「総合評価事前審査登録申請書類 在中」と記入してください。なお、事実を証する書類の添付は1部で結構です。）

また申請書を既に提出され、入札・検査センターからの登録書発行が完了していない期間中に、総合評価案件に参加される場合は、各評価項目に対する申請書の写しを提出していただくことで、その評価項目の調書及び事実を証する書類の提出は不要とします。ただし、自己採点型の案件で申請書に誤りがあり自己採点表も誤っていた場合は、その項目は、佐賀県建設工事総合評価落札方式事務処理の手引きに基づき上方修正は行わず、下方修正があった場合は最低点の評価となります。

○登録対象となる業種等級について

1. 土木一式工事（特A・A・B）については、県内に建設業法第3条に規定する本店を有する建設業者であること。
2. 舗装工事（A）については、県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。
3. とび・土工・コンクリート工事（A）については、県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。なお、支店又は営業所を有する企業にあっては、「法面工事準県内企業①又は②」の要件を満たしたものであること。
4. 造園工事（A）については、県内に建設業法第3条に規定する本店を有する建設業者であること。

○対象となる同一工種について

1. 土木一式工事にあつては、佐賀県建設工事総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領別表1に掲げる「工種区分の内容一覧」の番号1, 2, 3, 4, 7, 8, 13, 14, 15, 16, 19, 23（造成に限る）, 24（敷地造成、園路広場に限る）, 25, 26, 28, 37とする。ただし、7にあつては水上工事（作業船（潜水士船を含む）を使用して行う工事）は対象としない。
2. 舗装工事にあつては、別表1に掲げる「工種区分の内容一覧」の番号12
3. 法面及び地すべり工事にあつては、別表1に掲げる「工種区分の内容一覧」の番号17、18
4. 造園工事にあつては、発注工種が「造園工事」として発注された全ての工事

○工事成績を登録するときの提出書類について

1. 総合評価事前審査登録申請書（様式1-1）に記入すること。
2. 工事成績は工事成績評定点調書（別紙2-1）に記入すること。
3. 佐賀県発注工事の同一工種で過去3カ年度（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの期間に検査日があるもの全てとする。ただし、造園工事においては過去5カ年度（令和2年4月1日～令和7年3月31日までの期間に検査日があるもの全てとする。))の工事成績評定点を記入すること。ただし、工事成績評定通知書が届いていない場合は、通知書入手後、登録申請を行うこと。

※特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績は出資比率20%以上に限る。

※経常建設共同企業体の施工実績は、構成員単独の施工実績として取り扱う。

※経常建設共同企業体の施工実績には、構成員単独の施工実績も含める。

※工事成績評定点の平均点は、少数第1位を四捨五入した値とする。ただし、自己採点型（D、舗装（B）、造園）については、少数第2位を四捨五入した値とする。

※対象期間に企業が合併している場合は、等級上位の企業を対象とするが、同じ等級の企業同士の合併の場合は、双方の企業の工事成績を対象とする。

※経常建設共同企業体の場合は、双方の企業単体での工事成績及び経常建設共同企業体での工事成績全てが対象となり、すべての平均点で評価する。

4. 登録対象となる工類、等級及び最終請負額は下記のとおり。

①土木一式工事（特A）の場合は最終請負額が70,000千円以上のものに限る。

（A級の期間の請負工事は、30,000千円以上のもの）

②土木一式工事（A級）の場合は最終請負額が30,000千円以上のものに限る。

（特A級の期間の最終請負額は70,000千円以上、B級の期間の請負工事は、10,000千円以上のもの）

③土木一式工事（B級）の場合は最終請負額が10,000千円以上のものに限る。

(A級の期間の最終請負額は30,000千円以上、C級の期間の請負工事は、2,500千円以上のもの)

- ④とび・土工・コンクリート工事(法面及び地すべり工事)の場合は、最終請負額が10,000千円以上のものに限る。
 - ⑤舗装工事の場合は、最終請負額に関わらず全てのもの
 - ⑥造園工事の場合は、最終請負額に関わらず全てのもの
5. 工事成績評定通知書の写し及び事実を証する書類を添付すること。なお、事実を証する書類は、登録内容確認書(竣工登録されたもの)又は竣工登録工事カルテ受領書の写し、切抜設計書又は数量総括表などで工事内容(最終契約数量)が確認できる資料を添付すること。
6. 令和6年度に工事成績の事前審査登録の交付を受けている者については、令和4~令和5年度(令和4年4月1日~令和6年3月31日)(造園工事においては、令和2~令和5年度(令和2年4月1日~令和6年3月31日))の期間に検査日がある工事の「工事成績評定通知書の写し及び事実を証する書類」を添付する必要はない。ただし、工事成績評定点調書(別紙2-1)については過去3年間分(造園工事においては過去5年間分)を全て記入すること。(令和4~令和5年度(造園工事においては令和2~令和5年度)の期間に検査日がある工事の案件リストについては、総合評価「工事成績・最終契約金額」事前登録資料を参考とすること。)
- なお、工事成績評定点調書(別紙2-1)の記載にあたっては、登録対象の工事かどうかを別表1により確認を行い記入すること。

○同種工事の施工実績を登録するときの提出書類について

1. 総合評価事前審査登録申請書(様式1-2)に記入すること。
2. 同種工事の施工実績は(様式第6号)に記入すること。
3. 登録対象となる工事は下記のとおり。(※は①②共通事項)
 - ① 佐賀県内における元請として、平成22年4月1日以降に竣工した公共工事で、アスファルト舗装工A=4,000m²以上の施工実績を10件以上記入すること。
(4,000m²の取り扱いについては、1件工事で、アスファルト舗装面積が合計で4,000m²を満たせば実績としてみなす。
例:車道舗装(表層1,800m²+基層1,800m²)+歩道舗装(表層700m²)=4,300m²≥4,000m² OK
 - ② 佐賀県内における元請として、平成22年4月1日以降に竣工した公共工事で、法面吹付工A=2,000m²以上の施工実績を5件以上記入すること。
(2,000m²の取り扱いについては、1件工事で、2,000m²以上の植生工または法面吹付工(1件工事内で植生工、法面吹付工の合算でも可)の面積が合計で2,000m²を満たせば実績としてみなす。
例:法面吹付工(植生工1,000m²+法面吹付工1,100m²)=2,100m²≥2,000m² OK

※公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

※特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績は出資比率20%以上に限る。

※経常建設共同企業体の施工実績は、構成員単独の施工実績として取り扱う。

※経常建設共同企業体の施工実績には、構成員単独の施工実績も含める。

※最終請負額250万円以上の工事に限る。

※対象期間に企業が合併している場合は、合併で資格を喪失した企業の施工実績も評価対象とする。

※経常建設共同企業体の場合は、設定された期間内における企業単体での施工実績、経常建設共同企業体での施工実績いずれも1件として取り扱う。

4. 事実を証する書類として、登録内容確認書(竣工登録されたもの)又は竣工登録工事カルテ受領書の写し、切抜設計書又は数量総括表などで工事内容(最終契約数量)が確認できる資料を添付すること。
5. 同種工事の定義については、下記のとおり。

1) 舗装工事

- ①アスファルト舗装工 4,000m²以上の工事とは、舗装の新設又は補修工事にあつて、下記の②③④を満たす工事とする。
- ②アスファルト舗装工とは、アスファルト混合物を用いた表層、基層などの舗装工とする。コンクリート舗装工、路盤工、路床工、樹脂系すべり止め舗装工などは該当しない。
- ③4,000m²以上は、1件工事における実績でアスファルト舗装面積が合計で 4,000m²を満たすものとする。(各々の舗装面積の計で可)
- ④舗装工事が主たる工事であること。

2) 法面工事

- ①法面吹付工 2,000m²以上の工事とは、法面における工事にあつて、下記の②③④を満たす工事とする。
- ②法面吹付工に該当する工種内容は、植生基材、モルタル、コンクリート、客土などの吹付工とする。種子吹付工、張芝工、植生ネット(マット)工は該当しない。
- ③2,000m²以上は、1件工事における実績とする。
- ④法面保護工が主たる工事であること。

○「地域貢献度(防災・防疫協定)(土木一式)」、「地域貢献度(防災協定)(造園)」、「地域貢献度(活動実績)(土木一式)」、「優良施工工事」を登録するときの提出書類について

1. 総合評価事前審査登録申請書(様式1-3-1、1-3-2及び1-4)に記入すること。
2. 地域貢献度(防災・防疫協定)(土木一式)にあつては、「災害時における応急対策に関する細目協定書」・「家畜伝染病発生時における防疫対策に関する細目協定書」(以下「協定書」という)に基づき土木事務所又は農林事務所との間で協定書の締結がある場合は、令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日)において、協定書に基づく活動対象者であることが確認出来る資料(締結者からの証明書の写し、又は協定書の写し+名簿)を添付のうえ申請するものとする。

地域貢献度(防災協定)(造園)にあつては、「災害時の応援協力及び緑化啓発活動等に関する協定書」(以下「協定書」という)に基づき佐賀県との間で協定書の締結がある場合は、令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日)において、協定書に基づく活動対象者であることが確認出来る資料(締結者からの証明書の写し、又は協定書の写し+名簿)を添付のうえ申請するものとする。

3. 地域貢献度(活動実績)(土木一式)にあつては、「災害時における応急対策に関する細目協定書」・「家畜伝染病発生時における防疫対策に関する細目協定書」(以下「協定書」という)に基づき活動実績がある場合は、令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日)において、協定書に基づく活動実績であることが確認出来る資料(締結者からの要請書、完了報告書、参加業者一覧表)を添付のうえ申請するものとする。

4. 優良施工工事にあつては、佐賀県又は九州内(佐賀県、長崎県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)の国の機関(以下の①~③のいずれか)から、過去2年(令和5年4月1日から令和7年3月31日まで)に表彰を受けた経験がある場合は、「表彰状の写し」または「優良工事についての通知書及び添付一覧表の写し」等これを証するものを添付のうえ申請するものとする。

- ① 九州内の局(九州地方整備局、九州農政局他)
- ② ①が所管する佐賀県内の出先機関(佐賀国道事務所、武雄河川事務所他)

③ ①が所管する佐賀県外の出先機関で施工地が佐賀県内であるもの

※事実を証する書類として、登録内容確認書(竣工登録されたもの)又は竣工登録工事カルテ受領書の写し、切抜設計書又は数量総括表などで工事内容(最終契約数量)が確認できる資料を添付すること。

※特定建設工事共同企業体としての表彰は、評価対象としない。

※経常建設共同企業体としての表彰は、同じ構成員となる経常建設共同企業体の表彰のみ評価対象とする。

※経常建設共同企業体としての表彰は、構成員単独の表彰として評価しない。

※経常建設共同企業体の構成員の企業単独としての表彰は、経常建設共同企業体の表彰として評価する。

※国の表彰は、優良施工業者表彰又は安全施工業者表彰に限る。

※佐賀県の表彰は「佐賀県優秀技術者等表彰要綱」に基づく表彰に限る。なお、佐賀県優秀技術者等表彰要綱第3条第1号の規定に基づく優良工事表彰の選考対象となった工事は表彰を受けたものと同様の扱いとする。

※元請けとしての企業の表彰に限る。

※同一工種に限る。

※対象期間に企業が合併している場合は、合併で資格を喪失した企業の実績も評価対象とする。

※経常建設共同企業体の場合は、いずれか1社が該当すれば評価する。

※令和6年度に優良施工工事の総合評価事前審査登録証の交付を受けている者で、令和7年度においても同じ工種、施工実績により申請される場合の「優良施工工事調書(別紙7)」の記載については、令和6年度に登録している施工実績を記載し、優良施工工事の事実を証する書類については、総合評価事前審査登録証(令和6年度)の写しに代えることができる。

○最終請負額を登録するときの提出書類について

1. 総合評価事前審査登録申請書(様式1-5)に記入すること。
2. 最終請負額は最終請負額調書(別紙2-4)に記入すること。
3. 佐賀県発注工事の同一工種で過去5カ年度(令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間に検査日があるもの全てとする。)の工事最終請負額を記入すること。ただし、成工認定通知が届いていない場合は、通知を入手後、登録申請を行うこと。

なお、過去5年間の最終請負額の年平均額は、円未満を四捨五入した値とする。

4. 土木一式工事(A級)は最終請負額が30,000千円以上のものに限る。

※(特A級の期間の最終請負額は70,000千円以上、B級の期間の最終請負額は、10,000千円以上及びC級の期間の請負工事は全て)

※対象期間に企業が合併している場合は、等級上位の企業を対象企業とするが、同じ等級企業同士の合併の場合は、双方の企業の最終請負額を対象とする。

※特定建設工事共同企業体の構成員としての最終請負額は出資比率を乗じて算出する。(円未満四捨五入)

※経常建設共同企業体の場合は、双方の企業単体での請負工事及び経常建設共同企業体での請負工事全てが対象となり、すべての請負工事の年平均最終請負額で評価する。

※経常建設共同企業体の構成員としての最終請負額は出資比率を乗じて算出する。(円未満四捨五入)

5. 成工認定通知の写し及び事実を証する書類を添付すること。なお、事実を証する書類は、登録内容確認書(竣工登録されたもの)又は竣工登録工事カルテ受領書の写し、切抜設計書又は数量総括表などで

工事内容（最終契約数量）が確認できる資料を添付すること。

6. 令和6年度に最終請負額の事前審査登録の交付を受けている者については、令和2～令和5年度（令和2年4月1日～令和6年3月31日）の期間に検査日がある工事の「成工認定通知の写し及び事実を証する書類」を添付する必要はない。ただし、最終請負額調書（別紙2-4）については過去5年間分を全て記入すること。（令和2～令和5年度の期間に検査日がある工事の案件リストについては、総合評価「工事成績・最終契約金額」事前登録資料を参考とすること。）

○入札参加資格要件を登録するときの提出書類について（舗装B）

1. 総合評価事前審査登録申請書（様式1-6）に記入すること。
2. 同種工事の施工実績は（様式第6号）に記入すること。
3. 登録対象となる要件は下記のとおり

◇「自己採点型（舗装B）」（設計価格1,600万円以上2,500万円未満）とし、令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表「舗装工事A級」に格付けされており、かつ、次のいずれかの資格要件を満たす者。

○東地区

- 1) 佐賀・東部土木事務所管内（以下「管内」という。）に建設業法（以下「法」という。）第3条に規定する本店を有する建設業者であること。
- 2) 管内に法第3条に規定する支店又は営業所（支店又は営業所とは令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表に掲載している支店又は営業所とする。）を有し、かつ、県内にアスファルトプラント（当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む）を有する建設業者で、道路舗装工事を主たる工事として発注された県発注工事の施工実績を有する建設業者であること。
- 3) 県内に法第3条に規定する本店を有しアスファルトプラントを有する建設業者であること。（当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む。）
- 4) 県内に法第3条に規定する本店を有し、管内において道路舗装工事を主たる工事として発注された公共工事の施工実績を有する建設業者であること。

○西地区

- 1) 唐津・伊万里・杵藤土木事務所管内（以下「管内」という。）に建設業法（以下「法」という。）第3条に規定する本店を有する建設業者であること。
- 2) 管内に法第3条に規定する支店又は営業所（支店又は営業所とは令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表に掲載している支店又は営業所とする。）を有し、かつ、県内にアスファルトプラント（当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む）を有する建設業者で、道路舗装工事を主たる工事として発注された県発注工事の施工実績を有する建設業者であること。
- 3) 県内に法第3条に規定する本店を有しアスファルトプラントを有する建設業者であること。（当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む。）
- 4) 県内に法第3条に規定する本店を有し、管内において道路舗装工事を主たる工事として発注された公共工事の施工実績を有する建設業者であること。

3. 登録対象となる工事は下記のとおり。

① 佐賀県内における元請として、平成22年4月1日以降に竣工した公共工事で、舗装工の施工実績

を記入すること。

※公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

※特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績は出資比率 20%以上に限る。

※経常建設共同企業体の施工実績は、構成員単独の施工実績として取り扱う。

※経常建設共同企業体の施工実績には、構成員単独の施工実績も含める。

※対象期間に企業が合併している場合は、合併で資格を喪失した企業の施工実績も評価対象とする。

※経常建設共同企業体の場合は、設定された期間内における企業単体での施工実績、経常建設共同企業体での施工実績いずれも 1 件として取り扱う。

4. 事実を証する書類として、登録内容確認書(竣工登録されたもの)又は竣工登録工事カルテ受領書の写し、切抜設計書又は数量総括表などで工事内容(最終契約数量)が確認できる資料を添付すること。

5. 同種工事の定義については、下記のとおり。

1) 舗装工事

舗装工事とは、舗装の新設又は補修工事にあつて、下記の①②をすべて満たす工事とする。

① 舗装工事に該当する工種内容は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、ブロック舗装工、路盤築造(上層路盤)工とする。

② 舗装工事が主たる工事であること。

○入札参加資格要件を登録するときの提出書類について(舗装)

1. 総合評価事前審査登録申請書(様式 1-6)に記入すること。

2. 同種工事の施工実績は(様式第 6 号)に記入すること。

3. 登録対象となる要件は下記のとおり

◇「自己採点型(舗装)」(設計価格 2,500 万円以上 3,200 万円未満)とし、令和 7・8 年度佐賀県建設業者施行能力等級表「舗装工事 A 級」に格付けされており、かつ、次のいずれかの資格要件を満たす者。

○東地区

1) 佐賀・東部土木事務所管内(以下「管内」という。)に建設業法(以下「法」という。)第 3 条に規定する本店を有する建設業者であること。

2) 管内に法第 3 条に規定する支店又は営業所(支店又は営業所とは令和 7・8 年度佐賀県建設業者施行能力等級表に掲載している支店又は営業所とする。)を有し、かつ、県内にアスファルトプラント(当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む)を有する建設業者で、道路舗装工事を主たる工事として発注された県発注工事の施工実績を有する建設業者であること。

3) 県内に法第 3 条に規定する本店を有しアスファルトプラントを有する建設業者であること。(当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む。)

4) 県内に法第 3 条に規定する本店を有し、管内においてアスファルト舗装工 4,000 m²以上の工事を主たる工事として発注された公共工事の施工実績を有する建設業者であること。

○西地区

1) 唐津・伊万里・杵藤土木事務所管内(以下「管内」という。)に建設業法(以下「法」という。)第 3 条に規定する本店を有する建設業者であること。

2) 管内に法第3条に規定する支店又は営業所（支店又は営業所とは令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表に掲載している支店又は営業所とする。）を有し、かつ、県内にアスファルトプラント（当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む）を有する建設業者で、道路舗装工事を主たる工事として発注された県発注工事の施工実績を有する建設業者であること。

3) 県内に法第3条に規定する本店を有しアスファルトプラントを有する建設業者であること。（当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む。）

4) 県内に法第3条に規定する本店を有し、管内においてアスファルト舗装工4,000m²以上の工事を主たる工事として発注された公共工事の施工実績を有する建設業者であること。

3. 登録対象となる工事は下記のとおり。

① 佐賀県内における元請として、平成22年4月1日以降に竣工した公共工事で、舗装工の施工実績を記入すること。

※公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

※特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績は出資比率20%以上に限る。

※経常建設共同企業体の施工実績は、構成員単独の施工実績として取り扱う。

※経常建設共同企業体の施工実績には、構成員単独の施工実績も含める。

※対象期間に企業が合併している場合は、合併で資格を喪失した企業の施工実績も評価対象とする。

※経常建設共同企業体の場合は、設定された期間内における企業単体での施工実績、経常建設共同企業体での施工実績いずれも1件として取り扱う。

4. 事実を証する書類として、登録内容確認書(竣工登録されたもの)又は竣工登録工事カルテ受領書の写し、切抜設計書又は数量総括表などで工事内容（最終契約数量）が確認できる資料を添付すること。

5. 同種工事の定義については、下記のとおり。

1) 舗装工事

アスファルト舗装工4,000m²以上の工事とは、舗装の新設又は補修工事にあつて、下記の①②③をすべて満たす工事とする。

① アスファルト舗装工とは、アスファルト混合物を用いた表層、基層などの舗装工とする。

コンクリート舗装工、路盤工、路床工、樹脂系すべり止め舗装工などは該当しない。

②4,000m²以上は、1件工事における実績でアスファルト舗装面積が合計で4,000m²を満たすものとする。（各々の舗装面積の計で可）

③舗装工事が主たる工事であること。

○入札参加資格要件を登録するときの提出書類について（舗装）

1. 総合評価事前審査登録申請書（様式1-6）に記入すること。

2. 同種工事の施工実績は（様式第6号）に記入すること。

3. 登録対象となる要件は下記のとおり

◇「自己採点型（舗装）」（設計価格3,200万円以上）とし、令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表「舗装工事A級」に格付けされており、かつ、次のいずれかの資格要件を満たす者。

○東地区

1) 佐賀・東部土木事務所管内（以下「管内」という。）に建設業法（以下「法」という。）第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

- 2) 県内に法第3条に規定する本店を有しアスファルトプラントを有する建設業者であること。(当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む。)
- 3) 県内に法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有し、管内においてアスファルト舗装工4,000m²以上の工事を主たる工事として発注された公共工事の施工実績を有する建設業者であること。

○西地区

- 1) 唐津・伊万里・杵藤土木事務所管内(以下「管内」という。)に建設業法(以下「法」という。)第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。
- 2) 県内に法第3条に規定する本店を有しアスファルトプラントを有する建設業者であること。(当該業者が出資した法人でアスファルトプラントを有する場合を含む。)
- 3) 県内に法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有し、管内においてアスファルト舗装工4,000m²以上の工事を主たる工事として発注された公共工事の施工実績を有する建設業者であること。

3. 登録対象となる工事は下記のとおり。

- ① 佐賀県内における元請として、平成22年4月1日以降に竣工した公共工事で、舗装工の施工実績を記入すること。

※公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で定める法人が発注者である建設工事とする。

※特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績は出資比率20%以上に限る。

※経常建設共同企業体の施工実績は、構成員単独の施工実績として取り扱う。

※経常建設共同企業体の施工実績には、構成員単独の施工実績も含める。

※対象期間に企業が合併している場合は、合併で資格を喪失した企業の施工実績も評価対象とする。

※経常建設共同企業体の場合は、設定された期間内における企業単体での施工実績、経常建設共同企業体での施工実績いずれも1件として取り扱う。

4. 事実を証する書類として、登録内容確認書(竣工登録されたもの)又は竣工登録工事カルテ受領書の写し、切抜設計書又は数量総括表などで工事内容(最終契約数量)が確認できる資料を添付すること。

5. 同種工事の定義については、下記のとおり。

1) 舗装工事

アスファルト舗装工4,000m²以上の工事とは、舗装の新設又は補修工事にあつて、下記の①②③をすべて満たす工事とする。

- ①アスファルト舗装工とは、アスファルト混合物を用いた表層、基層などの舗装工とする。コンクリート舗装工、路盤工、路床工、樹脂系すべり止め舗装工などは該当しない。

- ②4,000m²以上は、1件工事における実績でアスファルト舗装面積が合計で4,000m²を満たすものとする。(各々の舗装面積の計で可)

- ③舗装工事が主たる工事であること。